

成人式実行委員の募集

平成29年1月8日(日)開催予定の成人式を企画・運営する成人式実行委員を募集します。

内容 7月から実施する実行委員会(6回程度)への参加と成人式の運営

対象 市の成人式に出席する新成人

定員 15人

申し込み 6月10日(金)までに電話で生涯学習課へ。

生涯学習課 ☎66・1167

有害鳥獣の駆除にご協力を

有害鳥獣(カラス、ヒヨドリ、カワラバト(ドバト))による農作物への被害防止のために、銃具による駆除を行います。被害を受けている農家の方は、有害鳥獣駆除要望書(農林水産課、農協各支店にあります)を提出してください。

とき 6・7・9月 第2・4日曜日、5月8日・29日、平成29年3月19日・26日 各日曜日 日の出～日没

ところ 住宅地を除く市内一円

農林水産課 ☎66・1126

児童手当などのご案内

子どもが健やかに育つことを願って、国・県・市では、手当を支給します。該当すると思われる方は、お問い合わせください。(平成28年4月現在)

◆**児童手当(国)** 中学校卒業までの児童を養育している方

支給期間 申請の翌月から15歳に達する年度の3月まで

手当月額(児童1人につき)

- 3歳未満、3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円
- 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)、中学生 10,000円
- 所得制限以上世帯 5,000円

支給月 2月・6月・10月

◆**児童扶養手当、遺児手当** 離婚や死亡などで父または母親と生計を共にしていない児童、父または母親が重度(身体障害者手帳1・2級程度)の障がい者である家庭の児童を養育している方 など

◇**児童扶養手当(国)** 公的年金を受給している方は年金支給額との差額を支給します。

支給期間 申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額

- 児童1人…9,990円～42,330円(所得によって判定します)
- 児童2人…児童1人の金額に5,000円加算
- 児童3人目以上…1人増すごとに3,000円を加算

*支給開始より5年を経過したなどの場合は減額になります。ただし、「一部支給停止適用除外事由届出書」と必要書類を提出していただければ引き続き受給できます。

支給月 4月・8月・12月

◆**特別児童扶養手当(国)** 身体、知的発達または精神などに重度・中度程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方

※児童が障がいを事由とする年金を受け取る場合、施設入所している場合は支給されません。

※重度とは、I Q 35以下(療育手帳A判定)または身体障害者手帳1・2級程度。中度とは、I Q 50以下(療育手帳B判定)、身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)程度。

※内部機能障害などの方は、手帳の等級にかかわらず、診断書の提出により認められる場合があります。

支給期間 申請の翌月から20歳の誕生日の前日の月まで

手当月額(児童1人につき)

- 1級(重度) 51,500円
- 2級(中度) 34,300円

支給月 4月・8月・11月

所得制限により、支給されない場合があります。

※市遺児手当は義務教育終了まで所得制限はありません。

◇**遺児手当(県・市)** 県遺児手当は公的年金を受給している方には支給されません。

支給期間 県は申請した月から、市は翌月から18歳に達する年度の3月まで

※ただし、県は支給開始より5年間

手当月額(児童1人につき)

- 県の手当…4,350円(4・5年目は2,175円)
- 市の手当…2,000円

支給月 県の手当…4月・8月・12月

市の手当…3月・9月

子育て支援課 ☎66・1108